

### STOP! 熱中症クールワークキャンペーン まだまだ暑さが続きます。対策を継続しましょう!

令和7年度の「熱中症クールワーク キャンペーン」は、9月まで実施されています。!

熱中症による死亡災害は毎年20人から30人程度発生し、死亡災害に至る割合は他の災害の約5~6倍とされています。死亡者の約7割は屋外作業であり、そのほとんどが初期症状の放置や対応の遅れが影響しています。まだまだ暑い日が続きます。熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処する体制の整備、手順の作成を行い、関係労働者に周知徹底をお願いします。

1、暑さ指数(WBGT)の把握と評価→暑さ指数計で測定、身体作業強度等に応じたWBGT基準値の確認

2、次の各対策を実施

- 暑さ指数の低減
- 作業時間の短縮
- 熱純化への対応
- 日常の健康管理
- 異常時の対応
- 作業場所の整備
- プレクーリング
- 健康診断結果に基づく対応
- 作業中の労働者の健康状態の確認
- 服装
- 水分・塩分の摂取

キャンペーン実施事項 ▶

教育研修ガイド・動画 ▶



### 全国労働衛生週間が実施されます! 10月1日~7日、9月は準備期間

全国労働衛生週間は昭和25年より毎年実施されており、今年で第76回目を迎えます。

あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要であるとともに、引き続き過労死等の防止対策の推進、小規模事業場を含めた職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっています。

また、化学物質対策に関しては、今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度(自律的管理)の定着・推進に向けた取組が必要であるとともに、石綿含有建材を用いて建設された建築物の解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策が強化されているところです。

このような状況下、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた(施行日は公布後3年以内に政令で定める日)ほか、危険性・有害性情報の通知義務(SDSの交付等の義務)に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されています。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた(施行日は令和8年4月1日)ほか、職場における熱中症による死亡者数が3年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として、労働安全衛生規則が改正されたところです。

皆様におかれては、この期間(10/1~10/7、9月は準備期間)に事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。

▶スローガン 「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けてストレスチェックで健康職場」

### はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう! ~使う前にチェック! ~

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いと思いますが、過去の災害事例では、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡災害も発生しています。必要に応じ、床面の広いローリングタワー(移動式足場)や手すり付きの作業台などの使用を検討するとともに、作業者は、必ずヘルメットをかぶり、頭部の負傷を防ぎましょう。

#### はしごを使う前に

はしごを使用する際は、次のチェックリストを確認して、作業開始の直前まで行ってください。あらかたあらかたと一緒に書く作業を守ると、すべてにチェックがついた状態になりますから、作業開始しましょう。

#### 作業前 8 のチェック!!

(作業前点検リスト)  
年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪) 確認担当者名

- はしごの上・下側の固定状態を確認している
- はしごをホストで支えている場合は、ホストが壊れたり固まったりしていない
- はしごの上側を、上端から60cm以上突出している
- はしごを立て掛ける角度は、75度程度となっている
- はしごの踏み板に、明らかな傷はない
- はしごの足元に、滑り止め(粘着性テープ)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、おごむもを締めている

※脚立は1人で作業を止め、チェックしましょう

作業中は必ずヘルメットを着用し、おごむもを締めてください。

「はしごの脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」  
(1)はしごの脚立は、作業開始の前、必ずチェックしてください。  
(2)はしごの脚立は、作業開始の前、必ずチェックしてください。  
(3)はしごの脚立は、作業開始の前、必ずチェックしてください。

厚生労働省 労働安全衛生局 労働安全衛生課

#### 脚立を使う前に

脚立を使用する際は、次のチェックリストを確認して、作業開始の直前まで行ってください。あらかたあらかたと一緒に書く作業を守ると、すべてにチェックがついた状態になりますから、作業開始しましょう。

#### 作業前 10 のチェック!!

(作業前点検リスト)  
年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪) 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 踏み止めに確実にロックをかけている
- なじ、ビンの破損、腐蝕、踏み板の明らかな傷はない
- ヘルメットを着用し、おごむもを締めている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものをはいている
- 身体を天幕や踏み板に当て、身体を固定させる
- 天幕上や天幕をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏み板を使用する(1段目以下のみよい)
- 作業中は必ずヘルメットを着用し、おごむもを締めている
- 脚立を持って降らない

※作業中は必ずヘルメットを着用し、おごむもを締めてください。

「脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」  
(1)脚立は安定した場所に設置している。  
(2)脚立は安定した場所に設置している。  
(3)脚立は安定した場所に設置している。

厚生労働省 労働安全衛生局 労働安全衛生課



チェックリストはこちら!

産業構造の急激な変化に伴い、労働者の心身に係る健康問題が複雑多岐にわたり、特に過労死や化学物質によるがんの発生等が大きな社会問題となっていることから、様々な健康影響に係る要因を洗い出して効果的な対策を講ずることが事業者に求められています。

衛生管理活動を効果的に推進するためには、事業者が先頭に立ち、労働者一人一人の理解と協力を得ることが不可欠です。衛生管理活動の中核に位置付けられている衛生委員会は、労働者の健康障害の防止を目的に基本的な事項の対策を打ち立てるための調査・審議機関であり、労働者の意見を聞き衛生管理活動に反映することを目的としています。

労働安全衛生法では常時50人以上の労働者を使用する全ての事業場が衛生委員会を設置し、労使を含めた関係者を構成員として毎月1回以上開催することが義務付けられているほか、常時50人以上とはならない等委員会を設けていない事業者に対しては、安全、衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聞くための機会を設けるようにしなければならない旨規定されています。

事業主の皆様は、以下を参考に衛生管理活動を活性化させるようお願いいたします。

- 安全衛生基本方針を作成していますか。また、実態に即した方針となっていますか
  - 職場を健康で安全なものにするための課題を把握し、改善のための取組を行っていますか
  - 年間計画に沿って取組が実施されていますか、また、PDCAサイクルは実施されていますか
  - 過重労働対策について、労働時間が客観的な方法で把握されていますか。チェック機能が働き長時間労働の抑制措置がとられていますか。また、長時間労働者への医師面談が適切に実施されていますか
  - メンタルヘルス対策が年間計画に盛り込まれていますか、ストレスチェックが実施されていますか。
- また、高ストレス者の面接指導が適切に行われていますか
- 衛生規定は現行法に沿って見直しされていますか

各種教材・マニュアル  
JOHAS(労働者健康安全機構)



監査監督署からのお知らせ  
安全衛生管理体制の整備



目次

- I 衛生委員会の活性化に向けて..... 1
- II 衛生委員会の構成とそれぞれの主な役割..... 3
- III 衛生委員会のルール..... 4
- IV 衛生委員会の進行例..... 6
- V 議事録の作成・閲覧・保存について..... 22
- VI 個人情報取り扱いについて..... 24
- VII 衛生委員会チェックリスト(事務局向け)..... 25
- 資料1 衛生委員会の委員とは?..... 28
- 2 月ごとの議事(例)..... 30
- 3 衛生委員会の資料(例)..... 31
- 4 衛生委員会に關する法令..... 33

労働安全衛生法に基づく  
安全衛生管理体制を整備しましょう

カスタマーハラスメントへの対応策はできていますか？ 対策リーフレットのご紹介

カスタマーハラスメントや、求職者に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講ずることが事業者の義務となります。(公布日：R7・6・11、施行日：公布日から1年6か月以内)

カスタマーハラスメントとは、①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。をいいます。また、求職者等に対するセクハラ(就活セクハラ)とは、就職活動中やインターンシップの学生等に対するセクハラやパワハラのことをいい、これらのハラスメントを防止するための必要な措置を講ずることが事業者の義務となり、その具体的な措置の内容は、今後指針において示される予定です。

事業主の皆様は、社内であらかじめカスタマーハラスメントや就活ハラスメントの判断基準を明確にした上で、企業内の考え方、対応方針を統一して現場と共有しておきましょう。



こちらの資料もご覧ください



「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」  
[https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/pdf/cusuhara\\_manual.pdf](https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/pdf/cusuhara_manual.pdf)

